

『山公啓事』にみえる貴族の自律性

渡邊義浩

はじめに

『山公啓事』とは、阮籍・嵇康らとともに「竹林の七賢」と称された山濤が、西晉の吏部尚書などで行った人事の際に、武帝司馬炎に奏上した「啓」を、題目（人物評価）を中心にとめたものである。著作成立の経緯について、『晉書』卷四十三山濤傳は、

（山）濤再び選職に居ること十有餘年、一官缺くる毎に、輒ち啓して數人を擬す。詔旨の向かふ所有りて、然る後に顯らかに奏し、帝が意の先と爲さんと欲する所に隨ふ。故に帝の用ふる所、或いは擧首に非ざれば、衆情察せず、以へらく濤輕重すること意に任すと。或ひと之を帝に讎る。故に帝手づから詔して濤を戒めて曰く、「夫れ人を用ふるは惟だ才のみにし、疎遠卑賤を遺さざれば、天下便ち化す」と。而るに濤之

を行ふこと自若たり、一年の後、衆情乃ち寢む。濤奏して甄拔する所の人物に、各々題目を爲る。時に山公啓事と稱す。

と伝える。山濤は、吏部尚書などの選職に就いていた十年の間、欠員が生ずると數人の候補者を題目や経歴と共に推薦順序を附して皇帝に「啓」し、皇帝が詔により示した意向に従って「顯らかに奏」（公式に上奏）するという人事を行つた。そのため、山濤の「啓」した推薦順序の低い者を皇帝が用いることもあり、山濤は恣意的に人事を行っているとの批判を浴びたという。かかる記述から考えると、山濤は「顯らかに奏」した上奏だけではなく、皇帝への「啓」をも公開していたことになる。これらの「啓」とそれに対する皇帝の詔をまとめた書物が、『山公啓事』である。『隋書』卷三十五經籍志四には、「山公啓事三卷」と著録されるが、その作者は記載されない。「山公」と敬称を用

いていることから、山濤の自著ではなく、近しい者がまとめた著述と考えてよい。

山濤は、本来、内密にすべき「啓」をあえて公開したことにより誤解を受け、その讒言を受けた武帝により、叱責の詔まで出されている。しかし、意に介さずに続けたので、批判は止んだというが、なぜ山濤は、そこまでして「啓」の公開を続けたのであろうか。本稿は、山濤が『山公啓事』の中心となる「啓」を公にした理由を山濤の生き方、および貴族の自律性と国家的身分制である貴族制との距離感から考察するものである。

一、山濤と嵇康

山濤は司馬氏と同郡の河内郡懷輿の出身で、司馬氏と婚姻関係にあった⁽³⁾。しかし、父は県令に過ぎず、しかも早くに卒した。山濤を司馬師・昭と準える評価をした宗族に司馬懿が「小族と戯れ」るような、勢力の弱い豪族であった⁽⁴⁾。『世説新語』政事第三注引虞預『晉書』。しかも、曹室と婚姻関係を持つ嵇康と交友し、「莊老を好」むとされたその思想性もあつてか、山濤の出仕は遅く、また出仕後もすぐに官を辞している。その後、再び出仕したが、『世説

新語』政事第三注引虞預『晉書』に、

（山濤）河内從事と爲る。石鑿と與に共に傳宿するに、濤夜に起き鑿を蹶みて曰く、「今何等の時たりて眠るや。太傅の臥するは何の意と知る」と。鑿曰く、「宰相三日朝せざれば、尺一の令を與へ第に歸らしむ。君何を慮るか」と。濤曰く、「咄、石生は、馬蹄の間にも事無からんか」と。傳を投げて去る。果たして曹爽の事有り、遂に身を隠し世務と交らず⁽⁵⁾。

とあるように、山濤は司馬懿の引退の背景に、曹爽への軍事クーデタを予感し、四十三歳の時に、再び官を辞した。辞職は、曹爽に任えず司馬氏派を鮮明にするというよりも、政争に巻き込まれることを避けるためになされた。司馬氏派の劉放・孫資・衛臻・何曾が辞職するのは翌（正始九、二四八）年のことである。山濤は、司馬氏派の動きを先読みしたと考えてよい。しかも、劉放ら司馬氏派は、曹爽を打倒した正始十（二四九）年の政変の直後に復職しているが、山濤がその年に出任することはなかった。ちなみに、阮籍はその年に司馬懿の従事中郎となり、嵇康は中散大夫を辞すことにより、それぞれの旗幟を鮮明にしている。

山濤が再び出仕した背景には、嵇康の危機がある。『晉書』卷四十三山濤傳に、

（山濤）宣穆后と中表の親有り、是を以て景帝に見ゆ。

帝曰く、「呂望仕へんと欲するか」と。司隸に命じて秀才に擧げしめ、郎中に除す。驃騎將軍の王昶が従事中郎に轉ず。久之、趙國相を拜し、尚書吏部郎に遷る。

とあるように、景帝（司馬師）から太公望呂尚に準えられた山濤は、出仕して郎中となり、やがて王昶の従事中郎となった。王昶の驃騎將軍就任は、正元二（二五五）年三月甲戌であり、『三國志』卷四三少帝紀、山濤の再出仕は、それを遡ることほぼ一年以内と考えられる。この間、曹魏における最大の事件は、正元二（二五五）年正月乙丑に起きた毋丘儉の乱である（『三國志』卷四三少帝紀）。

毋丘儉の乱と山濤との関係について、鍾會は、「嵇康は、臥龍なり、起たす可からず。公天下に憂ふるもの無くも、顧ふに康を以て慮と爲すのみと。因りて譖るに、康毋丘儉を助けんと欲するも、頼にも山濤聽さず。……」と述べている（『晉書』卷四十九嵇康傳）。嵇康の毋丘儉の乱への関与を山濤が止めたというのである。鍾會の讒言に何らかの根拠があるとすれば、山濤の再仕官は、正元二（二五五）年、五十一歳の時となり、その理由は嵇康の乱への関与を止めたこととの係わりの中で検討すべきであろう。

景元元（二六〇）年、司馬昭が皇帝の曹髦（高貴郷公）を弑殺、魏晉革命が目前に迫ると、山濤は司馬氏との対立

が高まっていた嵇康に最後の救いの手を差し伸べる。景元二（二六一）年、吏部郎に除せられた山濤は、自らの職を嵇康に譲ろうとしたのである。皇帝権力からの自律性を保持しようとしている嵇康を守ることは、『山公啓事』に表現されていく、あるべき「貴族制」を守る営みに通じる行為であった。前年にも山濤が自分の推薦を試みたと聞いていた嵇康は、司馬氏への屈従を求める山濤に対して、拒絶の意志表示のため絶交書を書き上げた。「與山巨源絶交書」である。

大上正美は、「與山巨源絶交書」には、自責の聲が現実の虚妄を激しく衝く声となつて響く構図があり、赤裸々で奔放な自己主張が見られる、とする。ここでは、「七不堪と二不可」が述べられ、禪讓革命と王朝の世襲が否定される。儒教により魏晉革命を正統化しようとしていた司馬氏に対する痛烈な批判である（注（四）所掲渡邊論文）。

山濤は嵇康を守るため、吏部郎へ推挙しようとした。嵇康はだからこそ、山濤を巻き込まないために、絶交書を著したのであろう。両者の交友の重みは、嵇康の遺言に表れている。『晉書』卷四十三山濤傳に、

（山濤）嵇康・呂安と善く、後に阮籍に遇ひ、便ち竹林の交を爲し、忘言の契を著す。康後に事に坐し、

誅せらるるに臨み、子の紹に謂ひて曰く、「巨源在り、汝は孤ならず」と。

とある。山濤は、嵇康の遺言に応えるべく時期を待った。

嵇康の刑死から二十年後、満を持して子の嵇紹を拔擢する。

『世説新語』政事第三に、

嵇康誅せられてより後、山公は康の子の紹を擧げ秘書丞と爲す。紹公に出處を諮る。公曰く、「君が爲に之を思ふこと久し。天地四時すら、猶ほ消息有り。而るに況んや人をや」と。

とある。山濤が当初、推薦した官は、貴族の起家官として最も清貴とされた秘書郎であった。武帝司馬炎は、さらにその上位の秘書丞で嵇紹を起家させた。この間の事情を

『世説新語』政事第三注引王隱『晉書』は、

時に紹の父の康法^{しよほう}せらるるを以て、選官は敢へて擧げず。年二十八、山濤之を用ひんことを啓す。世祖詔を發して、以て秘書丞と爲す。

と伝える。父の司馬昭による嵇康の誅殺への批判に動かされたのであるうか。世祖（司馬炎）は嵇紹を大抜擢した。

その詔が下される前に、山濤が「啓」した文章、それらをまとめたものが『山公啓事』である。

『山公啓事』はつとに散佚し、今は『通典』や類書など

に数十条を残すのみである。その輯佚と復原を試みた蔭森健介によれば、『山公啓事』は、

甲（前任者）遷り、A（缺員官職名）の缺當に代はりを選ぶべし。Aは……（職務内等）……なるものなり、宜しく……（必要な資質）……なる者を得べし。

乙（被推薦者）は、××（性）にして○○（才）有り。……（経歴・実績・期待等）……なれば、宜しく乙を以てAを補ふべし。爾る可きか否かを審かにせず。

という書式を取る。また、久保卓哉によれば、『山公啓事』の人材推挙の範囲は、大將軍の第二品から、通事令史の第八品までに及び、(1)一品ないし三品の等級を上昇する昇格人事である、(2)地方官（外勤）から中央朝廷（内勤）への移動である、(3)官品を一品下げる人事の場合には(2)外勤から内勤へという付帯条件を伴うという三つの傾向を持つ、という。その評語は、正・義・清・徳といった儒教的倫理観を評価するものが多く、山濤の好んだとされる老莊の価値観ではない点に特徴がある。山濤が貴族の文化的価値の根底にある儒教を基準とする人事を行おうとしたことが理解できよう。

『山公啓事』に始めて着目した矢野主税は、九品中正制度において、中正官が郷品と共に人物につけた評語である

「状」の復原のため、『山公啓事』を利用した。⁽¹²⁾ 史書には、州大中正の王濟が、孫楚に与えた「天才英博、亮拔不羣」(『晉書』卷五十六孫楚傳)という状しか残存せず、状を復原する手段がなかったためである。矢野の取り上げた『山公啓事』の題目と『晉書』の人物評価は、次の三例である。⁽¹³⁾

- (1) ① 周浚、果烈有才用。
- ② 浚、性果烈。以才理見知。
- (2) ① 郭奕、高簡有雅量。在兵閭少。
- ② 少有重名。山濤称其高簡有雅量。
- (3) ① 衛瓘、貞正醇一。
- ② 性貞靜有名理。

この(1)と(3)の三例を論拠にして、矢野は、山濤の人物評は任官に際して中正から提出された公式の記録たる状であった、と主張したのである。注(10)所掲藤森論文も、矢野氏が予測した通り、『山公啓事』は中正の「状」をふまえて書かれたのであり、郷里における徳性・品行・才能に關する短評は「状」から採用した可能性が十分考えられると述べている。果たしてそうであろうか。

矢野が掲げた三例のうち、(2)は山濤の評価であることを明記しており、(1)と(3)は、「有」の前の「性」はほぼ一致

するが、「有」の後の「才」は異なっている。中村圭璽は、中正の郷品とは異なった論理で、九品官制は運用された、と指摘している。⁽¹⁴⁾ 藤森のいう「徳性・品行・才能に關する短評」とは題目であり、ここが状のままであるならば、山濤の人物評価に独自性はない。同一の官品のどんな官に誰を何の基準により就けるのか、という吏部人事を行う際に、その基準は、中正官が定めた郷品と状だけであったのだろうか。『山公啓事』の題目と『晉書』の人物評価を比較していこう。

二、性と才

『山公啓事』の佚文のうち、題目と称される「性」有「才」という表記方法による人物評価を残しているものうち、『晉書』に人物評価が記載されるものは十七例である。それらのうち、『山公啓事』の題目と『晉書』の人物評価が同一、もしくはほぼ同一のものは、次の二例である。⁽¹⁵⁾

- ① 郭奕、高簡有雅量。在兵閭少。
- ② 少有重名。山濤称其高簡有雅量。
- ③ 阮咸
- ④ 真素寡欲。深識清濁。万物不能移。
- ⑤ 山濤拳(阮)咸典選曰、阮咸、貞素寡欲。深

認清濁、万物不能移。若在官人之職、必絶於時。

ここではいずれも、『晉書』の人物評価は、山濤の題目であることが明記されている。矢野説の如く、『晉書』の人物評価の元になったとされる中正の状と山濤の題目とが同一であるならば、わざわざこれが山濤の題目であることを記す必要はない。両者が無関係である事例の多さ（十七例中、王濟・荀愷・石崇・和嶠・嵇紹・鄧殷・劉訥・鄧選の八例）も考えあわせると、山濤の題目と中正の状とは異なる人物評価であると見えよう。

ただし、それは、中正の状と山濤の題目とが無関係であることを意味しない。『山公啓事』の題目と『晉書』の人物評価の一部分が同一のものは、次の七例に及ぶ。¹⁷

- (1) 衛瓘 ④ 衛瓘、貞正訥一 ④ 性貞訥有名理
- (2) 周浚 ④ 果毅有才用 ④ 性果烈、以才理見知
- (3) 羊祜 ④ 爲人体儀正直 ④ 經緯文武、誓誓正直
- (4) 庾純 ④ 強正有學義 ④ 博學有才義
- (5) 夏侯湛 ④ 有盛才而不長治民

- (6) 裴楷 ④ 通理有才義 ④ 特精理義
- (7) 荀勗 ④ 達練事物 ④ 達於從政

このうち、(1)は、性に使用される字句が共通する。(2)は、性がほぼ共通し、才も字句の共有が見られる。(3)は、形は崩れているが、内容的に性の「正直」が共通している。(4)は、『山公啓事』の才の部分と、『晉書』では性と才に分けられる。(5)は、才は共通するが、性は欠け、(6)は、性と才の双方に共通する字句が見える。(7)は、才に関する字句の共有であるが、定かではない。

このように、『山公啓事』の題目と中正の状ともされる『晉書』の人物評価は、別物であるが、性の部分に共通する字句が多い。なぜ性の変化が少ないのであろうか。かつて明らかにしたように、¹⁹九品中正制度の思想的な背景には、荀悦の性三品説がある。人間の本来的なあり方である性は、九品に分けられ、五品以上が礼の対象とされる。中正官は状に、德行（性）と才能（才）の双方を記入するが、郷品は性によって規定される。

こうした性三品説を山濤が踏襲していたことは、『太平

御覽』卷二百十六職官部十に、

山濤啓事に曰く、「人才既に自づから知り難く、中人より已下は、情偽なれば又難し。吏部郎は碎事を以て、日夜相接す。但だ當に己を正すべきのみに非ず、

乃ち當に能く人を正すべし。譏郎の杜默、徳履亦た佳し、太子庶子の崔諒・中郎の陳准、皆意正有り。

又其の次用ふ可き者有るか不かを審らす」と。

とあるように、吏部郎の職務を説明する中で、吏部郎が扱う人事では中人以下の者を対象とすることが多いので、自らが正しいだけでなく、人を正し教化できることが必要である、と述べていることより理解できる。山濤と思想的な影響関係にある嵇康も、性三品説に基づき中人への教化を重視していた。²⁰しかし、性は人間の本来的なあり方なので、教化によって容易に変化させられるものではない。『山公啓事』と『晉書』の人物評価の同一の部分が、性に多い理由である。

また、性と才との関係については、嵇康を刑死に追いやった鍾會が『才性四本論』を著している。実用的な才能を才とし、人間の道徳的な素質を性として、両者の関係を論じる「才性四本論」は、「名士」が自らの人物評価を見直す中から生まれた哲学的な議論である。²¹「同」は才と性と

を同一概念の異称とし、「異」は才と性とを本来別物とする。「合」はもともと別物の才と性が合致するとし、「離」は才と性とが乖離した方向を取るのである。『世説新語』文学第四・注に、

鍾會 四本論を撰し始めて畢はる。甚だ嵇公をして一見せしめんと欲し、懷中に置き、既に定まるも、其の難を畏れ、懷にして敢へて出さず。戸外より遙かに擲げ、便ち面して急に走る。(注)魏志に曰く、「會才性の同異を論じ世に傳はる。四本なる者は、才性の同、才性の異、才性の合、才性の離を言ふなり。尚書の傳嘏は同を論じ、中書令の李豐は異を論じ、侍郎の鍾會は合を論じ、屯騎校尉の王廣は離を論ず。……」と。

とある。鍾會は、『才性四本論』を嵇康に見せに来たが、論難を恐れ戸外からなげこみ、振り返らなかつたという。注に記される「同」・「合」を説く傳嘏・鍾會は司馬氏派であり、性を重視していた。これに対して、「異」を説いた李豐は曹爽派で、曹操の唯才主義を継承し、司馬氏に誅殺された。「離」を説く王廣も反司馬氏の立場で、才を優先していた。嵇康は、王廣の「離」の立場を継承する。²²そうした嵇康の思想的立場が、性三品説と同様、山濤の思想と共通性を持つことは、山濤が人事で才を重視したことより

窺い得る。

山濤は、羊祜と対立して冀州刺史に出された時に隠屈より賢才を抜擢し、また、山濤の人事の結果、才による任用が行われたという。かかる山濤の人材登用の方針は、平呉を控え政事に強い意欲を見せていた武帝にも共通する。ただ留意すべきは、『山公啓事』の題目が儒教的な徳目・才能を基準とし、魏晉期全体の人物評価の趨勢とは異なることである。その賢才発掘は、あくまでも儒教に基づくもので、儒教的価値基準を措いて、才だけを尊重する曹操の唯才主義とは異っていたのである。『通典』巻二十三職官五吏部尚書に、

啓事に曰く、「臣 郗詠を以て温令と爲さんと欲す」と。詔して「可なり」と。尋いで又啓して曰く、「訪聞するに詠は母を喪ひ時に葬らず、遂に居る所の屋後に於て假りに葬ると。異同の議有り、請ふらくは更めて之を選ばん」と。

とあるように、山濤は、温令に選んだ郗詠の人事を喪礼に際しての不孝を理由に白紙撤回している。山濤は、中正の状とは異なる、性と才のうち才を重視するという独自の価値基準により人事を運用したが、「孝」という最も根底に置くべき儒教的価値基準からの逸脱は許さなかつたので

ある。

三、貴族の自律性

『山公啓事』の題目と中正の状を共通と考える注(10)所掲藤森論文は、西晉の官僚人事における中正の優越性について、皇帝が勝手に官僚を任命することなどなく、中正が一次的な推薦権を握ることにより、郷里の意向は官僚機構に反映され、皇帝が任命権を一手に掌握することにより官僚体制は皇帝の下に集約される、としている。果たしてそうであろうか。中正の状と『山公啓事』の題目とは異なること、吏部尚書の山濤が、才を重視する独自の基準で皇帝への「啓」事を行つていたことはすでに述べた。それを踏まえたうえで、官僚人事に関する皇帝と山濤の関係を検討していこう。

山濤が選官に在任した際の人事の失敗例として、『世説新語』政事第三は、

山司徒前後 選すること、殆ど百官に周遍し、擧ぐるに才を失する無し。凡そ題目する所、皆其の言の如し。唯だ陸亮を用ふるは、是れ詔の用ふる所にして、公の意と異なる。之を争へども従はれず。亮も亦た尋いで賄の爲に敗る。

と、陸亮の登用を挙げる。その際、『世説新語』は、陸亮の登用を「詔の用ふる所」すなわち、皇帝による挙用と理解する。注(10)所掲藤森論文も認めるように、人事の最終決定権は皇帝が有しているのである。ただ、藤森はその人事権の行使が吏部を通して行われることを重視する。その間の事情を『世説新語』政事第三注引『晉諸公贊』は、

亮字は長興、河内野王の人、太常の陸父の兄なり。

性高明にして率至、賈充の親待する所と爲る。山濤左僕射と爲りて選を領すも、濤の行業既に充と異なり、自ら以へらく世祖の敬する所と爲ると。選用の事、充と與に諮論するも、充毎に其の欲する所を得ず。好事者充に説くに、「宜しく心腹の人を授け吏部尚書と爲し、選舉に參同せしむべし。若し意齊はず、事諧ふを得ざれば、公を召し選を與にせざる可し。而して實に懷する所を叙するを得ん」と。充以て然りと爲す。乃ち亮の公忠無私たるを啓す。濤亮は將に己と異ならんとするを以て、又其の協情允らざるを恐れ、累ねて啓して亮は左丞相と爲す可く選官の才に非ずとす。世祖許さず。濤乃ち疾と辭して家に還る。亮職に在りて果たして允る能はず、事に坐して官を免ぜらる。

と伝える。山濤の才に基づく人事により、自分の思う人事が行われないことに不満を持った賈充が、山濤の権限を掣肘するため、陸亮を吏部郎に送りこもうとしたのである。このとき賈充は尚書令であり、尚書左僕射の山濤が「啓」して阮咸を推したことに對して、賈充も「啓」して陸亮を推している。藤森が重視するのは、この「啓」である。

たしかに武帝は、賈充の「啓」を前提として、陸亮を任命しているが、その結果、陸亮が相応しくないことを重ねて「啓」していた山濤は辞職している。山濤の「啓」が不満で、かつ山濤が辞任しなければ、皇帝は山濤を罷免して自分の意向どおりの「啓」を行う吏部尚書を任命すればよい。皇帝は、そうした意味で「勝手に」官僚を任命することは可能であるし、山濤の題目と中正の状とが異なる以上、中正に「一次的な推薦権」があつたわけでもない。山濤の「啓」は、これがなければ皇帝が「勝手に官僚を任命」できなくなるほどの力を持つていたわけではないのである。それでは、なぜ山濤は啓事を公開するほど重視し、公開を通じて何を目指したのであるうか。

賈充は、武帝の弟の司馬攸・子の司馬衷の双方に娘を嫁がせている次期外戚で、すでに専権を振るつていた。山濤は、「啓」を公開することにより、皇帝権力の延長である

次期外戚の賈充の恣意的な人事に対抗したことを明らかにした。山濤は外戚の楊氏にも反発して、多く武帝を諷諫したという。³⁰⁾ 貴族の本来的な存立基盤が文化的価値の専有であるなら、官僚としての地位は、外戚など皇帝権力との近接性が強い者に高い爵位が与えられる国家的身分制によって定められた郷品性ではなく、その職務に示す才を裏打ちする儒教を中心とした文化的価値によって定められるべきである。山濤はこのような、貴族の前身である「名士」の自律性を継承する基準により人事を行っていた。『山公啓事』は、本来、内密に示されたはずの皇帝への「啓」をあえて公開することにより、貴族に対して、その本来的な自律性を支える文化的価値の専有によって得られる才こそ、人事基準足り得るべきことを示したものである。

それでは山濤により示されたあるべき「貴族制」とは、才の重視だけを尊重するものなのであろうか。山濤は、才の重視のほか、差別されていた地域への配慮を公表している。『三国志』巻三十五諸葛亮傳注に、

尚書僕射の山濤の啓事に曰く、「郾令の諸葛京、祖父の亮漢の乱に遇ひて分隔し、父子蜀に在り、天命に達せざると雖も、要す事ふる所に心を盡くさんと爲す。京郾を治め自づから復た稱有り。臣以爲へらく、宜しく以て東宮舍人に補して、以て人に事ふるの理を明らかにし、梁・益の論に副ふべしと。京は位廣州刺史に至る」と。

とある。旧蜀漢の支配地域である梁州・益州には、国家的身分制としての貴族制に昇進を阻まれている寒門が多かつた。司馬昭による爵位の賜与が蜀の平定を契機とするため、旧蜀臣は寒門のまま止め置かれていたのである。³¹⁾ 山濤は、亮の孫である諸葛京を抜擢して、梁州・益州の「論」、すなわち州を単位とする郷論に沿うと共に、地域差や旧敵国であるか否かではなく、文化的価値の専有程度に起因する才の有無によって地位が定まるべきという、あるべき「貴族制」のあり方を示したのである。

地域的偏差だけではない。山濤は、才がありながら、昇進の遅れている人物を抜擢している。『藝文類聚』巻四十九職官五に、

山濤啓事に曰く、「臣近ごろ汜源を擧げ太子舍人と爲す。源徳素有りと稱せられるも、久しく沈滞す。擧げて大臣と爲して、以て後閭の士を慰さめんと欲す」と。

とある。ここで山濤は、「徳素有り」とその才を称されながら、久しく沈滞していた汜源を抜擢して、「後閭の士」

を励ますべきことを指摘している。国家的身分制としての貴族制に昇進を阻まれている者たち、すなわち寒門を門地ではなく、その才に応じた官に就けようとしたのである。

こうして山濤は、爵位により固定化された国家的身分制である貴族制ではなく、あるべき「貴族制」を求めて吏部人事を行い、その人事基準を『山公啓事』によって明らかにした。「上品に寒門なく、下品に勢族なし」という劉毅の九品中正制度への批判は、山濤の死の直後に行われている。⁽²²⁾ 山濤は、五等爵と州大中正の制により、品は資、すなわち爵位を世襲し得る貴族の家柄によって定まるようになった西晉の貴族制を、あるべき「貴族制」へと向かわせるための努力を「啓」の公開により表現したのである。

かかる山濤の努力にも拘らず、五等爵制により世襲性を帯びた貴族制のもと、後世共に「竹林の七賢」と称される王戎は、吏部尚書（二八三？～二八九年？）、尚書僕射（二九一～二九七年）として、外戚勢力との妥協の下、門閥的な人事を行った。⁽²³⁾ 『晉書』卷四十三王戎傳に、

（王）戎晉室方に亂れんとするを以て、遽伯玉の爲人を慕ひ、時と與に舒卷して、蹇諤の節無し。典選を経てより、未だ嘗て寒素を進め、虚名を退けず、但だ

時と與に浮沈し、戸ごと調し門ごとに選ぶのみ。

とあるように、王戎は、山濤が行った吏部人事とは対照的に、貴族を後天的な学問によって身につけ得る「才」によって抜擢することはなく、五等爵に守られた門地・家柄に従って人事を行った。王戎の人事には、国家的身分制としての貴族制のもとで、貴族の自律性を守ろうとする姿勢はない。こうした中で、王沈は、『枳時論』を著し、寒門たちに現在の貴族制では用いられないので諦めるように、と説くに至るのである。⁽²⁴⁾

王戎は、皇帝権力の延長である外戚や諸王、その手先の寒門に権力を奪われ、貴族としての精神的な自律性を有していなかった。そうした中で、政治から遊離し、酒に身を委ねる表面的な「自律」性を求めて隠逸を気取り、政治より遊離していく。ともに「竹林の七賢」と括られるが、阮籍・嵇康・山濤の権力からの自律性と、そうした緊迫感を持たない王戎・王衍の表面的な自律性とは似て非なるものである。かれらの共通性は、老荘の尊重と人物評価にしかない。『藝文類聚』卷四十八吏部郎に、

王蘊別傳に曰く、「……一官缺くるや、求むる者十輩、蘊状を連ね宰録を呈して曰く、『某人に地有り、某人に才有り』と。得ざる者も甘心して怨むこと無し」

と。

とあるように、東晋の吏部郎である王蘊は、地と才により人物を評価したという。梁の皇侃の性三品説は、性の善悪は氣の清濁によって定まり、氣の清濁は門地によるとする(注(19)所掲渡邊論文)。かかる性三品説が登場する社会背景としての貴族制の展開が、表面的な類似性により阮籍・嵇康・山濤と王戎とを共に「七賢」として括る行為の背景にある⁽³⁵⁾。かかる東晋における貴族制の展開については、稿を改めて論ずることにはしたい。

おわりに

『山公啓事』は、皇帝権力や皇帝により形成された国家的身分制としての貴族制に対して、貴族としての自律性を世に示すため、山濤が公開した記録である。『山公啓事』は、五等爵と九品中正制度により皇帝によって定められる貴族制に対して、あるべき貴族としての文化的価値基準に基づく人事記録を当時の貴族に、そして後世に公開するために書かれた。山濤は、皇帝権力およびその延長権力である外戚に対して、自律性を持ったあるべき「貴族制」の理想を表現者として示したのである。

注

(1) 山濤の年譜を作成した久保卓哉「竹林七賢山濤の『山公啓事』」(『福山大学人間科学研究センター紀要』三、一九八八年)によれば、山濤は、司徒が束ねる人事系統、とくに吏部尚書を中心という官歴を重ねた、という。

(2) 西晋に成立する貴族が、家柄による世襲性よりも、皇帝権力に対する自律性をその特徴とすることは、渡邊義浩「所有と文化——中国貴族制研究への一視角」(『中国——社会と文化』一八、二〇〇三年、『三國政權の構造と「名士」汲古書院、二〇〇四年に所収)を参照。また、司馬昭が五等爵の賜与を通じて、貴族を国家的身分制として序列化したものを貴族制と理解することは、渡邊義浩「西晋における五等爵制と貴族制の成立」(『史学雑誌』一一六—三、二〇〇七年)を参照。

(3) 『晉書』卷三十一「后妃傳上」によれば、司馬懿の妻である張春華の母は、山濤の「従祖姑」である。西晋の成立後、司馬氏の姻族には、それに相応しい爵位が附与されたことは、渡邊義浩「西晋司馬氏婚姻考」(『東洋研究』一六一、二〇〇六年)を参照。

(4) 嵇康が司馬氏の手先である鍾會に告発されて、やがて刑死することは、渡邊義浩「嵇康の歴史的位置」(『六朝学術学会報』七、二〇〇六年)を参照。

(5) 太傅の司馬懿が曹爽の専制に対して引退したのは正始八(二四七)年、山濤は太康四(二八三)年に七十九歳で卒す

るため、『晉書』卷四十三「山濤傳」、河内従事を辞したのは、四十三歳の時である。

(6) 司馬懿が曹爽を打倒した正始の政変については、渡邊義浩「司馬氏の臺頭と西晉の建国」(『大東文化大学漢学会誌』四六、二〇〇七年)を参照。

(7) 何啓民『竹林七賢研究』(台湾商務印書館、一九六六年)は、山濤の再仕官を嘉平六(正元元、二五四)年で五十歳、松本幸男『阮籍の生涯と詠懷詩』(木耳社、一九七七年)は四十七歳、方鵬程『三国西晉人物小伝年表』下冊(台湾商務印書館、一九八一年)は、四十八歳から五十一歳までとする。

(8) 大上正美「絶交書二首に見る表現の位相」(『中国文化漢文学会会報』四七、一九八九年、『阮籍と嵇康の文学』創文社、二〇〇〇年に所収)。

(9) 秘書郎が起家官として「清賈」であったことは、宮崎市定『九品官人法の研究——科挙前史』(東洋史研究会、一九五六年)を参照。

(10) 葭森健介「『山公啓事』の研究——西晉初期の吏部選用」(『中国貴族制社会の研究』京都大学人文科学研究所、一九八七年)。

(11) 久保卓哉「分析山濤の『山公啓事』」(『竹田晃先生退官記念東アジア文化論叢』汲古書院、一九九一年)。

(12) 矢野主税「状の研究」(『史学雑誌』七六一二、一九六七

(13) (1)『北堂書鈔』卷六十二、『晉書』卷六十一。(2)『通典』卷十四、『晉書』卷四十五。(3)『通典』卷十四、『晉書』三

十六。

(14) 注(12)所掲矢野論文は、(1)を全晉文から「果烈有才用」とまた引きするが、『北堂書鈔』卷六十二設官部「御史中丞」によれば、「果毅有才用」であり、『晉書』とは一致しない。なお、『山公啓事』の題目が「性」有「才」という表記方法を取ることにについては、注(10)所掲葭森論文を参照。

(15) 中村圭麿「初期九品官制における人事について」(『中国貴族制社会の研究』前掲)。

(16) 郭奕は注(13)に前掲。阮咸『世説新語』賞譽篇、『晉書』卷四十九。

(17) 王濟『通典』卷十四、『晉書』卷四十二。荀愷『通典』卷十四、『晉書』卷三十九。石崇『北堂書鈔』卷六十五、『晉書』卷三十三。和嶠『通典』二十六、『晉書』卷四十五。嵇紹『世説新語』政事篇注、『晉書』卷八十九。鄧殷『北堂書鈔』卷六十八、『晉書』卷九十。劉訥『太平御覽』卷二百十五、『晉書』卷六十九。鄧選『北堂書鈔』卷六十二、『晉書』卷六十一。

(18) (1)・(2)は注(13)に前掲。(3)『北堂書鈔』卷五十九、『晉書』卷三十四。(4)『通典』卷十四、『晉書』卷五十。(5)『太平御覽』卷二百十五、『晉書』卷五十五。(6)『太平御覽』卷二百十九、『晉書』卷三十五。(7)『通典』卷十四、『晉書』卷三十九。

(19) 渡邊義浩「九品中正制度と性三品説」、『三國志研究』一、二〇〇六年。

(20) 嵇康は「釈私論」で、「若し中人の性を資し、在用の質を運びて、心を古烈に栖み、足を公塗に擬し、心に傾りて言はば、則ち言は是ならざる無く、情に觸れて行はば、則ち事は吉ならざる無し」と述べており、その人間観が性三品説に基づいていることが分かる。

(21) 岡村繁「『才性四本論』の性格と成立——あわせて唐長孺氏の『魏晉才性論的政治意義』を駁す」、『名古屋大学文学部研究論集』二八文学一〇、一九六二年。

(22) 高田淳「嵇康の『離』の立場」、『大倉山学院紀要』二、一九五六年)は、「明膽論」より嵇康を離異派と捉えている。

(23) 『晉書』卷四十三山濤傳に、「冀州の俗薄くして、相推黷する無し。濤隄屈を甄拔し、賢才を搜訪し、旌命すること三十餘人、皆名を當時に顯はす」とある。

(24) 『晉書』卷四十三山濤傳に、「(山濤)前後の選舉、内外を周徧し、而して並びに其の才を得」とある。「才」を重視する山濤の人事が、貴族に高く評価されていたことを理解できよう。

(25) 『晉書』卷四十三山濤傳に、「故に帝手づから詔して濤を戒めて曰く、『夫れ人を用ふるは惟だ才のみにし、疎遠卑賤を遺さざれば、天下便ち化す』と」とある。

(26) 『世説新語』の人物評価が、世俗の超越に価値を置くことは、久保卓哉「魏晉における人物批評」(『宇部工業専門学

校研究報告』二八、一九八二年)などを参照。

(27) 曹操の唯才主義については、渡邊義浩「三國時代における『文學』の宣揚——六朝貴族制形成史の視点から」(『東洋史研究』五四—三、一九九五年)、『三國政權の構造と(名士)前掲に所収)で言及している。

(28) 九品中正制度における貶議が喪礼を中心とする「不孝」を理由としていたことについては、渡邊義浩「九品中正制度における『孝』」(『大東文化大学漢学会誌』四一、二〇〇二年)、『三國政權の構造と(名士)前掲に所収)を参照。

(29) 賈充と西晉初期の政局については、渡邊義浩「杜預の諒闇制と皇位継承問題」(『漢学会誌』四四、二〇〇五年)を参照。

(30) 『晉書』卷四十三山濤傳に、「濤朝に中立す。晩に后黨の專權に値ひ、楊氏に任ずるを欲せず、多く諷諫有り。帝悟ると雖も而るに改むる能はず」とある。なお、「才」を重視する人事を行っていた山濤に、武帝が「才」に配慮するよう述べているのは、この詔が讒言を受けて出されているためである。

(31) 西晉における旧蜀臣が、三品を最高官とする低位に置かれたことは、中林史朗「後漢末・晉初に於ける地方学者の動向——巴蜀地方に於ける譙周グループを中心として」(『土浦短期大学紀要』九、一九八一年)を参照。

(32) 『資治通鑑』卷八十一晉紀三は、尚書左僕射劉毅の九品中正制度批判を、山濤の死の翌年、太康五(二八〇)年の

正月に繫年している。

(33) 藤森健介「西晋における吏部官僚——西晋期における政治動向と吏部人事」(『名古屋大学東洋史研究報告』二三、一九九九年)。

(34) 福原啓郎「『釈時論』の世界」(『京都外国語大学研究論叢』七一、二〇〇八年)。

(35) 「竹林の七賢」が東晉に成立した伝説に過ぎないことは、福井文雅「竹林七賢についての一試論」(『フィロソフィア』三七、一九五九年)を参照。

(大東文化大学)